

川 保 育 発 第 7 8 号  
令 和 2 年 4 月 2 8 日

保護者 各位

川 越 市 長 川 合 善 明  
( 公 印 省 略 )

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う登園自粛の延長について（お願い）

このことについて、これまでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、登園自粛にご協力いただいているところでございます。

このたび、埼玉県の方針として、県内の感染者数を鑑み、中学校、高等学校、特別支援学校を含む県立学校の休校を5月末まで延長いたしました。

このようなことから、保育施設につきましても、より一層の感染拡大防止のため、下記のとおり登園自粛期間を延長いたしますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

#### 記

- 1 登園自粛期間 (変更前) 令和2年5月 6日まで  
(変更後) 令和2年5月31日まで

- 2 登園自粛内容 可能な限り自宅での保育をお願いします。

※これまでと同様に、保護者全員が自宅外勤務等で在宅での保育ができない場合を除き、可能な限り自宅での保育をお願いします。

- 3 保育料について

- ・登園自粛要請に応じた保護者への保育料につきましては、引き続き登園自粛された日数に応じて減免いたします。

川越市こども未来部保育課入所担当

TEL 049(224)5827

FAX 049(223)8786

E-mail hoiku@city.kawagoe.saitama.jp